

出水市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、出水市広告掲載要綱（平成19年出水市告示第104号。以下「要綱」という。）第3条の規定に基づき、出水市のホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 出水市が管理するホームページをいう。
- (2) バナー広告 市ホームページ内に表示される広告画像で、広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第4条 市ホームページに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先のホームページ内容の範囲は、要綱第4条並びに出水市広告の掲載基準（平成19年7月24日制定）第5条、第6条、第9条及び第10条の規定に定めるところによる。

- 2 デザイン等広告表現に関する基準は、前項に規定するもののほか、市長が別に定める。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ	縦100ピクセル×横300ピクセル
形式	G I F、J P E G、P N G

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第6条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は、市長が指定する。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、原則として1箇月単位とし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。

- 2 広告掲載の開始日及び終了日は、市長が別に定める。

(広告掲載希望者の募集)

第8条 広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）の募集は、市ホームページ、広報いずみ等で行う。

- 2 募集は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 申込者は、要綱第5条に定める広告掲載申請書（第1号様式）に広告案を添え

て市長に提出しなければならない。

(広告掲載の可否の決定)

第10条 前条の提出があった場合、市長は、速やかに掲載の可否について決定し、その結果を要綱第6条に定める広告掲載可否決定通知書(第2号様式)により申込者に通知するものとする。この場合において、当該広告が要綱第4条に規定する基準に該当するおそれがある場合は、要綱第10条に規定する出水市広告審査委員会による審査を経て決定するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、申込者が広告枠数を超える場合は、要綱第9条で定める事項及び申込みの掲載期間が長いものから優先して掲載するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告主は、広告原稿を掲載開始日の1週間前までに、市長に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料)

第12条 広告掲載料は、1枠につき月額10,000円(消費税込み)とする。

2 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに一括納付しなければならない。

(広告内容等の変更)

第13条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が、各種法令に違反している、若しくはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 広告主の事情によりリンク先ホームページに接続できないときは、早急に改善を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催促その他の手続を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 前条の規定による広告内容等の変更を広告主が行わないとき。

(4) 広告主、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が、各種法令に違反している、若しくはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市ホームページへの広告掲載が適切でないとき市長が判断したとき。

2 前項各号の規定により広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料は、返還しない。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により、市ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済の広告掲載料は返還しない。

(広告掲載期間の延長)

第16条 広告掲載期間内に、出水市の都合で市ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責めに帰さない理由により、出水市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載料の返還)

第17条 広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済の広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 市長は、前条の規定により広告が掲載できなかった場合で、かつ、掲載期間の延長が困難な場合には、納付済の広告料を当該広告主に返還する。

3 前2項の規定により返還する広告掲載料は、市ホームページを閉鎖した日数若しくは広告を市ホームページに掲載できなかった日数又は広告の掲載を取り消した日から広告掲載終了予定日までの日数で日割りした額とする。

4 前3項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第18条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容などが第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容などに関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(リンク先の変更)

第19条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに市長に連絡するものとする。

(裁判管轄)

第20条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起などは、出水市の所在を管轄する裁判所にて行うものとする。

(その他)

第23条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月14日から施行する。